

東都医保発第3034号
(地区第1712号)
令和4年1月27日

地区医師会担当理事 殿

公益社団法人
東京都医師会
理事 黒瀬 巖
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る公費負担医療の区分についての整理

平素は本会事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、オミクロン株の発生により、本年に入り東京都でも急速に感染者が増加しており、多くの医療機関で新型コロナウイルス感染症への対応を余儀なくされています。

このような状況の中、新型コロナウイルス感染症の検査や治療を実施する医療機関も増え、東京都医師会の医療保険課にも「抗原定性検査を実施し、同日に検査結果が陽性となり、その場で処方せんを発行した」場合の公費負担医療の診療報酬請求について、多くの質問が寄せられていることから、改めて本事例について取り纏めました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご承知おきいただき、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1 公費負担医療の対象

(1) 新型コロナウイルス感染症 **検査の公費**

新型コロナウイルス感染症の感染を疑う患者に対し、検査を実施した場合は、検査料・判断料のみが公費負担の対象となります。(初診料や再診料、院内トリアージ実施料等は公費負担の対象ではないため、医療保険での請求となります。)

(2) 新型コロナウイルス感染症 **治療の公費** ※陽性患者の宿泊・自宅療養、外来診療

新型コロナウイルス感染症に感染した患者に対し、自宅・宿泊・外来等にて、新型コロナウイルス感染症の治療として医師等が実施した医療が公費負担の対象となります。

ただし、新型コロナウイルス感染症の治療ではない医療や、新型コロナウイルス感染症に感染していなくとも実施されたであろう医療は対象となりません。(既往歴の疾病の治療や怪我など。)

2 外来等における公費負担医療

公費負担医療の対象となるのは保健所に発生届を提出した日の陽性確定後の治療であり、確定前の治療は公費負担医療の対象とはなりません。

(保健所ので了承・確認を取る必要はありません。)

3 事例

1/17 に医療機関が診療・検査医療機関として東京都のホームページに標榜している診療時間内に、発熱等により受診した患者に対し、抗原検査(定性)を実施したところ、結果が「陽性」となったため、保健所に発生届を提出し、解熱剤の院外処方箋を発行したが、どの診療行為が公費医療の対象となるのか？

【事例への対応】

(1) 通常の保険診療

初診料(288点)、院内トリアージ料(300点)、二類感染症患者入院診療加算(外来・臨時的取扱)(250点)、鼻腔・咽頭拭い液採取料(5点)は公費の対象とはならず、通常の保険診療となるため、患者の一部負担金が発生します。

(2) 検査の公費

抗原検査(定性)(300点)、免疫学的検査判断料(144点)は「検査の公費」として請求できます。

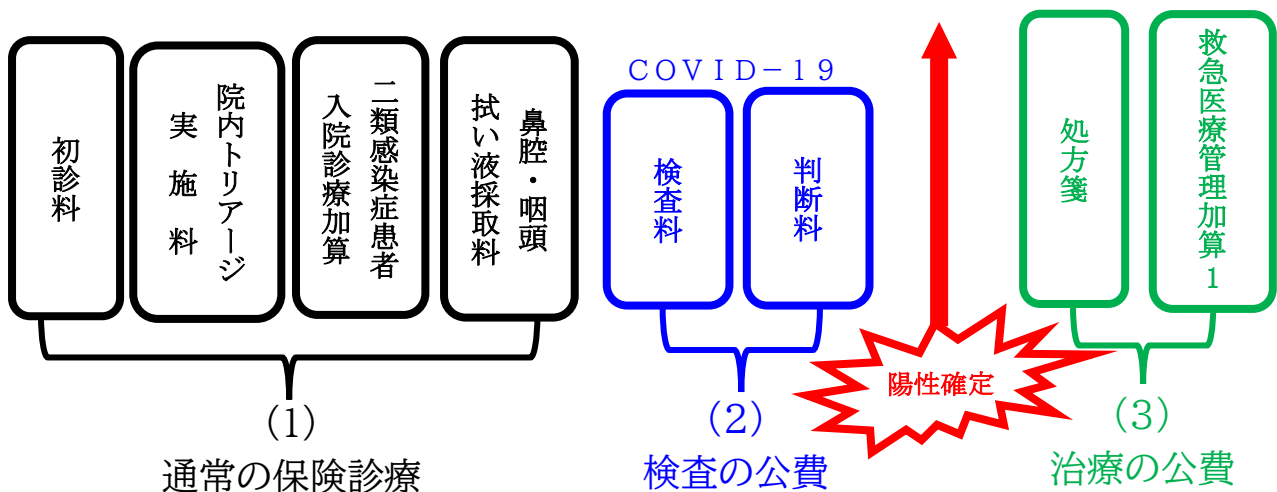
(3) 治療の公費 ※宿泊・自宅療養(外来を含む)

処方せん料(その他)(68点)、一般名処方加算2(5点)、救急医療管理加算1(950点)等は「治療の公費」として請求できます。

【解説】 別添のレセプト例と併せてご確認ください。

受診時の診療行為を時系列で並べると以下の図のとおりです。

黒枠(1)は疑いで診察しているため、検査及び治療の公費対象にならず、通常の保険診療となります。青枠(2)は「検査の公費」の対象となり、陽性確定した後の緑枠(3)は「治療の公費」の対象となります。(陽性確定後は、処方せん料だけでなく胸部レントゲン等新型コロナウイルス感染症に係る治療は、全て公費対象となります。)



【注 意】

- ・「検体検査加算」の施設基準を届出ている医療機関は、検体検査加算は通常の保険診療で算定できますが、公費の対象とはなりません。
- ・「外来迅速検体検査加算」は対象となる検査が決まっており、「新型コロナウイルス検査料」はその対象の検査となっていないため算定できません。
- ・陽性確定前に行った診療行為、処方箋発行や胸部レントゲンなどの診療行為は、確定前であるため新型コロナウイルス感染症の治療とは認められず、公費負担医療とはなりませんので、カルテの記載等については注意してください。
- ・「院内トリアージ実施料」や「救急医療管理加算1」は、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的取扱いとして算定する場合、施設基準の届出は必要ありません。
(本来の用途で算定する場合には施設基準の届出が必要ですのでご注意ください。)
- ・「救急医療管理加算 1」は感染患者を外来で治療した場合に算定できますが、検査の結果を伝えるだけでは算定はできませんのでご注意ください。

※ 新型コロナウイルス感染者に対し「院外処方せん」を発行する際、必ず公費負担者番号欄に「28136802」、受給者番号欄に「9999996」の記載がある事、また、備考欄に「COV 自宅」の記載があることを確認してください。
(最近、これら必要事項の記載漏れが見受けられるため、ご注意ください。)

【参 考】

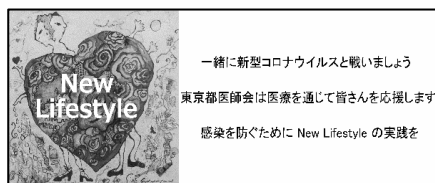
新型コロナウイルス感染症 検査の公費

「公費負担番号:2813XXXX(保健所ごとの番号)」 「受給者番号:9999996」

新型コロナウイルス感染症 治療の公費 ※宿泊・自宅療養(外来を含む)

「公費負担番号:28136802(都内共通)」 「受給者番号:9999996」

医療保険課では新型コロナウイルス感染拡大に伴い、その都度発出いたしておりました診療報酬請求方法の事例等を、取り纏めてホームページに掲載する予定です。掲載日が決まりましたら追ってご通知申し上げます。



(公社)東京都医師会 事業部 医療保険課
TEL : 03-3294-8838(直) FAX : 03-3292-7097
■新型コロナウイルス感染症の保険適用に関する情報
<https://www.tokyo.med.or.jp/17904>

診療報酬明細書
(医科入院外)

都道府 医療機関コード
県番号

令和 4 年 1 月分 13 01 XXXX X

1 ① 社・国	3 後期	1 単	2 本	2 外	8 高外-
2 公費	4 退職	2 2 3 3	4 6	4 0	0 高外7

事例

様式第二(二二) (第二条関係)

公費負担者① 番号	2 8 1 3	×	×	×	×	公費負担者② 番号	2 8 1 3	6 8 0 2	9 9 9 9 9 9 6
--------------	---------	---	---	---	---	--------------	---------	---------	---------------

保険者番号	1 3 8 0 1 6	給付割合	10 9 8 7 ()
被保険者証・被保険者 手帳等の記号・番号	XXXX・XXXX (枝番)		

氏名	東京太郎		特記事項	
性別	1男 2女	1明 2大 3昭 4平 5令	生	
職務上の事由	1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害			

医療機関所在地に応じた負担者番号を記載ください
東京都は全て同じ負担者番号となります

傷病名	(1) COVID-19	診療開始日	(1) 2022 年 1 月 17 日	転	治ゆ	死亡	中止	診療実日数	1 日
	(2)		(2) 年 月 日					①公費②	1 日
	(3)		(3) 年 月 日						1 日

⑪ 初診	時間外・休日・深夜	1 回	288 点	公費点数
⑫ 再診		×	回	
⑬ 外来管理加算		×	回	
⑭ 時間外		×	回	
⑮ 休日		×	回	
⑯ 深夜		×	回	
⑰ 医学管理			550	
⑱ 往診			回	
⑲ 夜間			回	
⑲ 深夜・緊急			回	
⑲ 在宅患者訪問診療			回	
⑲ 在宅その他			回	
⑲ 在宅薬剤			回	
⑳ ⑲ 内服薬	調剤	×	回	
㉑ ⑲ 外用薬	調剤	×	回	
㉒ ⑲ 処方箋		×	回	
㉓ ⑲ 麻毒			回	
㉔ ⑲ 調基			回	
㉕ ⑲ 皮下筋肉内			回	
㉖ ⑲ 静脈内			回	
㉗ ⑲ その他			回	
㉘ ⑲ 処方置			回	
㉙ ⑲ 手術酔			回	
㉚ ⑲ 検査理		1 回	449	①444
㉛ ⑲ 画像断			回	
㉜ ⑲ その他	処方箋	3 回	1023	②1023
㉜ ⑲ その他	薬剤			

- (13) ※院内トリアージ実施料 300×1
(診療報酬上臨時的取扱)
- ※二類感染症患者入院診療加算 250×1
(外来診療・診療報酬上臨時的取扱)
- (60) ※鼻腔・咽頭拭い液採取料 5×1
- ※SARS-CoV-2(新型コロナウイルス) 抗原定性 300×1
- ※免疫学的検査判断料 144×1
- 咳・発熱 (検査が必要と判断した根拠)
- (80) ※処方せん料 (その他) 68×1
- ※一般名処方加算2 (処方せん料) 5×1
- ※救急医療管理加算1 950×1
(外来診療・診療報酬上臨時的取扱)

新型コロナウイルス感染症を疑う患者に対し、抗原定性検査の結果が陽性であったため、保健所に発生届を報告し、解熱剤を院外処方した。

療養の給付	請求点	※	決定点	一部負担金額	円
公費①	2310	※		減額免除・支払猶予	0
公費②	444	※		円	0
公費②	1023	※		円	0

※印欄は記入しないで下さい。令和2年4月改正

【電子レセプト等で請求】

※青字は説明です。記載する内容ではありません。
緑字は記載が望ましい項目です。